

取締役職務執行確認書 新旧対照表 (2022年版)

注意事項 p.1

区分	2021年版	2022年版	理由・根拠
注意事項	<p>[注意事項]</p> <p>④令和元年改正会社法の関連法令を記載していますが、施行日は令和3年3月1日であるため決算期が令和3年2月期以前の会社は本確認書使用の際は留意をお願いします。</p>	<p>[注意事項]</p> <p>④2021年6月改訂されたコーポレートガバナンス・コードには、プライム市場上場会社に関する記載がありますが、当市場の上場会社のみを対象とする原則に関する実施状況は、2022年4月4日以降に開催される定時株主総会の終了後遅滞なく提出されるコーポレートガバナンスに関する報告書からの記載となっておりますので、本確認書使用の際は留意をお願いします。</p> <p>⑤自社に該当のない確認項目は、適宜削除のうえ利用してください。</p> <p>例えば下記の確認事項については注意をお願いします。</p> <p>9. 自己株式及び配当等についての確認</p> <p>10. 会社の支配に関する基本方針及び第三者割当増資の適正性についての確認</p> <p>12. 企業不祥事発生時の対応についての確認</p>	<p>旧④は、適用期経過につき削除した。代えて、新たに④を追加した。</p> <p>自社に該当のない確認項目については適宜削除のうえ利用していただくよう新たに⑤を追加した。</p>

1. **善管注意義務・忠実義務の履行及び任務懈怠についての確認** p.1

区分	2021年版	2022年版	理由・根拠
説明	<p>[説明]</p> <p>⑤会社又は第三者に対する取締役の損害賠償責任の時効は、10年である。</p>	<p>[説明]</p> <p>⑤会社又は第三者に対する取締役の損害賠償責任の時効は、最長10年である。</p>	<p>民法166条により字句を追加した。</p>

	<p>[関連法令]</p> <p>○日本監査役協会「監査役監査基準」22条 [取締役会等の意思決定の監査]</p>	<p>[関連法令]</p> <p>○日本監査役協会「監査役監査基準」24条 [取締役会等における取締役の報告及び取締役会における意思決定の監査]</p>	<p>追加した。</p> <p>2021年12月16日付日本監査役協会監査役監査基準の改定に伴う条文番号及び字句を修正した。</p>
--	---	--	--

4. **内部統制システムの構築・運用責任についての確認** p.4

区分	2021年版	2022年版	理由・根拠
説明	<p>[説明]</p> <p>① 会社法は、大会社の取締役（会）に対し、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他株式会社の業務並びに当該株式会社（自社）及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制（いわゆる内部統制システム）の整備」を決定又は決議することを義務付けている。また、上記以外の会社であっても、取締役の善管注意義務の一環として各社の状況に応じた内部統制システムを構築・運用しなければならない。</p>	<p>[説明]</p> <p>①会社法は、大会社の取締役（会）に対し、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他株式会社の業務並びに当該株式会社（自社）及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」（いわゆる内部統制システムの基本方針）を決定又は決議することを義務付けている。また、上記以外の会社であっても、取締役の善管注意義務の一環として各社の状況に応じた内部統制システムを構築・運用しなければならない。</p> <p>⑧取締役会が行うべき事項は以下のとおりである。</p> <p>a. 業務の適正を確保するための体制の整備の決議</p> <p>b. 内部統制システムに関する取締役の職務の執行の監督</p> <p>⑨業務執行取締役が行うべき事項は以下のとおりである。</p> <p>a. 内部統制システムの構築</p> <p>b. 内部統制システムの運用</p> <p>c. 監査役監査の実効性確保</p> <p>d. 内部統制システムに関する職務の執行状況の取締役会への報告</p>	<p>いわゆる内部統制システムの基本方針の字句を追加・修正した。</p> <p>取締役会が行うべき事項を追加した。</p> <p>業務執行取締役が行うべき事項を追加した。</p>

			<p>e. 内部統制システムの決議の内容の概要及び運用状況の概要を事業報告へ記載</p> <p>f. 有価証券報告書、金融商品取引所への内部統制システムの整備(構築・運用)の状況の開示</p>	
関連法令等	<p>[関連法令]</p> <p>○会社法 348 条[業務の執行]3 項 4 号、4 項、同 362 条[取締役会の権限等]4 項 6 号、5 項及び会社法施行規則 100 条[業務の適正を確保するための体制]1 項、3 項</p>	<p>[関連法令]</p> <p>○会社法 348 条[業務の執行]3 項 4 号、4 項、同 362 条[取締役会の権限等]4 項 6 号、5 項、同 363 条及び会社法施行規則 100 条[業務の適正を確保するための体制]1 項、3 項</p>	<p>取締役会設置会社の業務執行取締役について、規定する会社法 363 条を追加した。</p>	

7. **不適正な会計処理（粉飾決算）・計算書類等の虚偽記載についての確認** p.8

区分	2021 年版	2022 年版	理由・根拠
説明	<p>[説明]</p> <p>①・工事進行基準会計、減損会計、税効果会計などにおける将来の利益又はコスト等の見積り額の過大又は過少計上</p>	<p>[説明]</p> <p>①・減損会計、税効果会計などにおける将来の利益又はコスト等の見積り額の過大又は過少計上</p>	<p>工事進行基準会計は、収益認識に関する会計基準の適用に伴い、削除した。</p>
関連法令等	<p>[関連法令]</p> <p>○財務諸表等の監査証明に関する内閣府令及び企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(2018 年 11 月 30 日)</p>	<p>[関連法令]</p> <p>○財務諸表等の監査証明に関する内閣府令及び企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(2021 年 6 月 25 日)</p>	<p>改正日を修正した。</p>

1 2. **企業不祥事発生時の対応についての確認** p.12

	区分	2021 年版	2022 年版	理由・根拠
	関連法令等	<p>[関連法令]</p> <p>○日本監査役協会「監査役監査基準」27 条 [企業不祥事発生時の対応及び第三者委員会]</p>	<p>[関連法令]</p> <p>○日本監査役協会「監査役監査基準」28 条 [企業不祥事発生時の対応及び第三者委員会]</p>	<p>2021 年 12 月 16 日付日本監査役協会監査役監査基準の改定に伴う条文番号を修正した。</p>

1 4. **定款、社内規則及び法令に違反していないことの確認** p.15

	区分	2020 年版	2021 年版	理由・根拠
	関連法令等	<p>[関連法令]</p> <p>○重要な法令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働関連法令 (労働基準法、労働安全衛生法、労働者派遣法、パートタイム・有期雇用労働法、労働契約法、労働施策総合推進法(パワハラ防止法を含む)、男女雇用機会均等法等) 	<p>[関連法令]</p> <p>○重要な法令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働関連法令 (労働基準法、労働安全衛生法、労働者派遣法、パートタイム・有期雇用労働法、労働契約法、労働施策総合推進法(パワハラ防止法を含む)、男女雇用機会均等法、障害者雇用促進法、高年齢者雇用安定法等) ・電子帳簿保存法 	<p>労働関連法令を追加した。</p> <p>電子帳簿保存法(2022 年 1 月 1 日施行)を追加した。</p>

1 6. **社外取締役への追加確認事項** p.15~17

	区分	2021 年版	2022 年版	理由・根拠
	確認事項	<p>[確認事項]</p>	<p>[確認事項]</p> <p>□私は、指名委員会・報酬委員会の委員に選任された場合には、適切な関与・助言を行っている。</p>	<p>コーポレートガバナンス・コード補充原則 4-10①を踏まえて社外取締役への確認事項を追加した。</p>
	関連法令等	<p>[関連法令等]</p> <p>第 4 章 取締役会等の責務【基本原則 4】</p> <p>[原則 4-7. 独立社外取締役の役割・責務] 上場会社は、独立社外取締役には、特に以下の役割・責務を果たすことが期待されることに留意しつつ、その有効な活用を図るべきである。</p>	<p>[関連法令等]</p> <p>第 4 章 取締役会等の責務【基本原則 4】</p> <p>[原則 4-7. 独立社外取締役の役割・責務]</p> <p>上場会社は、独立社外取締役には、特に以下の役割・責務を果たすことが期待されることに留意しつつ、その有効な活用を図るべきである。</p>	<p>文段落を修正した。</p>

	<p>【原則４－８．独立社外取締役の有効な活用】</p> <p>独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも２名以上選任すべきである。</p> <p>また、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、少なくとも３分の１以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場会社は、上記にかかわらず、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである。</p> <p>補充原則４－８</p> <p>①独立社外取締役は、取締役会における議論に貢献するとの観点から、例えば、独立社外取締役のみを構成員とする会合を定期的開催するなど、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図るべきである。</p> <p>補充原則４－８</p> <p>②独立社外取締役は、例えば、互選により「筆頭独立社外取締役」を決定することなどにより、経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携に係る体制整備を図るべきである。</p>	<p>【原則４－８．独立社外取締役の有効な活用】</p> <p>独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、プライム市場上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも３分の１（その他の市場の上場会社においては２名）以上選任すべきである。</p> <p>また、上記にかかわらず、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、過半数の独立社外取締役を選任することが必要と考えるプライム市場上場会社（その他の市場の上場会社においては少なくとも３分の１以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場会社）は、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである。</p> <p>補充原則４－８</p> <p>③支配株主を有する上場会社は、取締役会において支配株主からの独立性を有する独立社外取締役を少なくとも３分の１以上（プライム市場上場会社においては過半数）選任するか、または支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為について審議・検討を行う、独立社外取締役を含む独立性を有する者で構成された特別委員会を設置すべきである。</p>	<p>2021年6月コーポレートガバナンス・コード改訂に伴い、修正した。</p> <p>2021年6月コーポレートガバナンス・コード改訂に伴い、補充原則４-8②のあとに補充原則４-8③を追加した。</p>
--	---	---	--